

(事務連絡)

各事業者団体 御中

令和6年1月10日
国土交通省物流自動車局旅客課

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の
周知について

転嫁対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなったものの、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていない状況にある。物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である。

その取引環境の整備の一環として、今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「本指針」という。）」を策定した。

（指針及び概要についてはHP参照のこと。）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231129_roumuhtenka.html

本指針は、公正取引委員会による「令和5年度独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（以下「特別調査」という。）」の結果を踏まえ、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストのうち、労務費の転嫁に係る価格交渉について、「発注者」及び「受注者」それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめたものである。

労務費の適切な転嫁を実現していくためには、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要である。ついては、本指針に関して、貴団体から、会員企業等に対する本指針の周知等について、御協力、御配慮をお願いする。この際、周知に当たっては単に文書を送付するだけでなく、可能な限り説明会を実施するなど、実効性ある形での周知をお願いしたい。

なお、本指針の概要については、公正取引委員会の YouTube チャンネル (<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>) にて動画配信も行っている（12月22日頃公開予定）ので適宜参照されたい。

（本件問い合わせ先）

国土交通省 物流・自動車局 旅客課 企画班
電話：03-5253-8569